

最高裁秘書第2130号

令和6年8月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年5月22日付け（同月24日受付、第060073号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 最高裁判所事務総局の情報政策課の事務分掌が書いてある文書（令和3年度分）
- (2) 最高裁判所事務総局のデジタル推進室の事務分掌が書いてある文書（令和3年度から令和5年度までの分）

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)の文書は、保存期間が満了しており廃棄済みである。
- (2) 1の(2)の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）